

通所介護事業 重要事項説明書

新篠津デイサービスセンター

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより介護状態の維持・改善を目的とし、「可能な限り自立した生活」を居宅で送ることができるよう援助するとともに、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

法人名	社会福祉法人 新篠津福祉会
代表者氏名	理事長 窪 田 守
法人所在地	〒068-1195 石狩郡新篠津村第45線北12番地
電話番号	0126-35-1705
設立年月日	昭和49年9月23日
事業所名	新篠津デイサービスセンター
指定番号	北海道0171000037
	通所介護事業 平成12年4月1日
	新篠津村通所サービス 平成29年10月1日
所在地	石狩郡新篠津村第45線北12番地
管理者の氏名	管理者 山 口 篤 史
電話番号	0126-57-2078
FAX	0126-35-6378
サービスを提供する地域	新篠津村及び岩見沢市上幌向・幌向・北村地区

(1) 事業所の従業者体制

- ・管理者 1名

従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に従業者に必要な指揮命令を行うものとする。

- ・生活相談員 1名以上

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

- ・介護職員 3名以上

利用者の居宅サービス計画及び通所計画に基づく介護を行う。

- ・看護職員 1名以上

検温、血圧測等を行うほか、利用者の居宅サービス計画および通所介護計画に基づく看護を行う。

- ・機能訓練員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(2) 設備の概要

○食堂

利用者様全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者様の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備えます。

○利用者様が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練機器等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養・相談・事務等のスペースを設けます。

(3) 定員及び営業時間帯

営 業 日	定員	営 業 時 間 帯	サービス提供時間
月曜日～土曜日	25名	午前9時00分～午後5時30分	午前10時00分～午後16時00分

(ただし、12月31日～1月3日迄を除く)

3. サービスの内容

(1) 送迎

送迎車により、事業所と自宅との間を行います。

(2) 食事

利用者様にあった食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等との連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

- ① 併設施設において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料のかかるものもあります。

(7) 排泄

随時、排泄介助を行います。(オムツ利用の方はオムツを持参ください)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金 (1日当たり) (1単位：10円)

	単位	負担1割	2割	3割
要介護1	584	584円	1,168円	1,752円
要介護2	689	689円	1,378円	2,067円
要介護3	796	796円	1,592円	2,388円
要介護4	901	901円	1,802円	2,703円
要介護5	1,008	1,080円	2,016円	3,024円

(2) 加算料金等

	単位	負担1割	2割	3割
入浴加算1/日	40	40円	80円	120円
入浴加算2/日	55	55円	110円	165円
科学的介護推進体制加算/月	40	40円	80円	120円
ADL維持等加算1/月	30	30円	60円	90円
口腔機能向上加算2/回	160	160円	320円	480円
サービス提供体制強化加算1/回	22	22円	44円	66円
介護職員等処遇改善加算I	所定単位数に9.2%乗じた単位数 令和6年6月から適用			

(3) その他の費用

食事の提供に要する費用 550円

利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)のサービス利用料金は、ご利用日数(1ヵ月毎)に基づいて計算した金額を請求により翌月末日までお支払いください。

1. 支払い窓口(事務所)での現金支払

2. 下記指定口座への振込み及び預金口座からの自動振り替え

金融機関名	店番	口座番号	口座名義
北海道信用金庫 新篠津支店	063	0170462	社会福祉法人 新篠津福祉会 新篠津デイサービスセンター センター長 山口 篤史
JA新しのつ	3147-001	0002488	新篠津デイサービスセンター センター長 山口 篤史

5. サービスの中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前日、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

(2) 利用予定日の当日 9 時までに申し出が無く、当日 9 時以降になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、下記の料金をお支払いしていただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の当日 9 時までに申出があった場合～負担なし

利用予定日の当日 9 時までに申出が無かった場合～食費 550 円をご負担いただきます。

(3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者様またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 利用者様は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食物のやり取りは、ご遠慮ください。
- ④ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ お弁当の持込はご希望に応じますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒）につきまして、責任を負いかねますのでご了承ください。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 3 回利用者様および従業者等との訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関・ご家族・居宅介護支援事業所へ連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、居宅介護支援事業所、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 個人情報の提供

上記9条に加え、通所介護サービス提供上必要と認めた場合、ご契約者の調査票・ご家族の情報及び主治医の意見書等をサービス担当学会議、あるいは通院・入院した際に医療機関へ情報提供することがあります。

12. 利用者様の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のための、従業者教育を行います。また、事業活動報告（毎月1回）において利用者様の写真を掲載するにあたり、契約時において許可を求めるものとします。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者様及びその後家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- 相談及び苦情受付窓口（担当者）
在宅福祉課長 窪田 久美
在宅福祉課主任 石黒 省伍
- 苦情解決責任者 管理者 山口 篤史
- 苦情受付時間 月曜日～土曜日 9：00～17：30
また、事前にご連絡いただければ夜間・日曜日でもかまいません。
ご意見箱は、当事業所内玄関に設置しております。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- 新篠津村役場 住民課
住 所：石狩郡新篠津村第47線北13番地
電話番号：0126-57-2111
受付時間： 8：45～17：15（月曜日～金曜日）
- 国民健康保健団体連合会
住 所：札幌市中央区南2条14丁目
電話番号：011-231-5161
受付時間： 9：00～17：15（月曜日～金曜日）
- 福祉サービス運営適正化委員会（北海道社会福祉協議会内）

住 所：札幌市中央区北2条西7丁目（かでる2.7）
電話番号： 011-204-6310
受付時間： 9：00～17：00（月曜日～金曜日）

（3）苦情処理第三者委員

川口 毅 （石狩郡新篠津村第45線北13番地） TEL 0126-58-3280
藤原 孝徳 （石狩郡新篠津村第47線北19番地） TEL 0126-57-2844

（4）苦情処理の手順

苦情受付担当者

苦情相談の内容を十分に聴き、その内容を的確に把握して、その内容を記録し、読み上げる等して利用者様等に確認を求め、解決責任者へ報告いたします。

苦情解決責任者

サービスに対する苦情相談の処理に当たっては、調査等を行い、改善が必要と認められた場合は速やかに改善を図り、その結果を申立人に説明いたします。また、必要に応じて申立人に第三者委員へ報告の要否を確認します。

15. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 すこやかクリニック新篠津
住所	石狩郡新篠津村第46線北12番地
電話番号	0126-57-2334
診療科目	内科
病床数	19床

協力歯科医院

歯科医院の名称	しんしのつ村歯科診療所
住所	石狩郡新篠津村第45線北14番地
電話番号	0126-39-2118
診療科目	歯科

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

16. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1	あり	～	・実施日	—
				・評価機関名称	—
				・結果の開示	—

2 なし

以上

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付致しました。

なお、重要事項説明に対する同意につきましては、契約書の署名をもって代えさせていただきます。

令和 年 月 日

事業者
社会福祉法人 新篠津福祉会
理事長 窪田 守

管理者
新篠津デイサービスセンター
管理者 山口 篤史